

松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託
企画提案書作成要領

令和 8 年 9 月

松伏町 行財政課

1 様式および留意事項

- (1) 「企画提案書」は、簡易製本したものを作成し、正本1部、副本（写し）4部提出すること。
- (2) 表紙の表題は「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託に係る企画提案書」とし、提案者の企業名称を適当な位置に記載すること。
- (3) 用紙はA4判とし、両面印刷で製本すること。図表等の表現の都合上、用紙の向きを一部変更したり、縦書き横書きの記述方向を一部変更したりすることは差し支えない。
- (4) 頁数は50頁までとし、頁番号は各頁の下部中央に、目次を除いた部分を通し番号とすること。A3判の用紙については2頁カウントとする。

なお、表紙、目次、要件適合表及び要件差異一覧は枚数に含めない。

- (5) 文字のポイントは、原則として12ポイント以上とし、見やすさ、分かりやすさを心がけること。

また、カタログ等の添付資料については、1部まで提出可とするが、評価の対象としない。

- (6) 提案内容及び価格のバランスを総合的に評価するため、提案された見積額は審査者等の内部に公表する。
- (7) 作成要領の項目ごとに対象とする提案を行うこと。
- (8) 記載は当該項目内で完結すること。
- (9) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。
- (10) 企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として提案事業者が提示するものであり、実施義務事項でなく参考として記載が必要な場合には必ず【参考】と明示し、混同する可能性を排除すること。

2 企画提案書

「企画提案書」については、次の各号に示す記載項目及び項目順番を遵守し、提案内容等を記載すること。なお、提案に当たっては、別添の「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書（別紙1機能要件書及び別紙2クラウドサービス要件書を含む）」の要件について、原則として全て満たすこと。

ただし、本町が想定している業務を問題なく実施でき、かつセキュリティを考慮した提案であれば、その限りではない。その場合は、変更点

等を含め、詳細に企画提案書に記載すること。

別紙 1 機能要件書及び別紙 2 クラウドサービス要件書と対応した、要件適合表及び要件差異一覧を作成し、企画提案書に含めること。要件適合表は、要件書の I D 及び要件の項目順に従い、すべての項目について記載すること。要件適合表で「代替」「条件付」又は「対応不可」とした要件は、要件差異一覧に対象要件、差異内容、代替手段、理由、影響、回避策、追加費用及び町に必要となる作業を記載すること。

なお、要件差異一覧において「対応不可」とした項目がある場合には、評価点に関わらず、その内容により選定しない場合がある。

(1) 提案するシステム導入実績

提案するクラウドサービス及び仕様書の 7 年以内における全国導入実績（自治体名）、稼働年月、サービス・製品名及び提供元を記載すること。

※同規模自治体（人口 3 万人前後）での事例を中心に記載すること。その他の事例は、**導入実績（様式 2）**に記載すること。

なお、提案するサービスのバージョン又はプランと異なる導入実績については、違いが分かるように明記すること。

(2) クラウド移行についての考え方

ア 本町の現状（オンプレミス環境からのクラウド移行）を踏まえ、移行にあたっての課題認識及びその解決方針を記載すること。

イ 提案するクラウドサービスの概要（サービスモデル、提供事業者、利用するデータセンターのリージョン等）を記載すること。なお、データの保存・処理は国内リージョンに限ることを前提とすること。

ウ 提案内容の中で、特に留意している点や本町に対して重点的に取り組むべき事項を記載すること。

エ 提案するシステムのネットワーク構成図を記載すること。庁内ネットワークとクラウド環境との接続方式を含めること。

(3) 情報セキュリティ要件

ア 別添「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書（別紙 1 機能要件書及び別紙 2 クラウドサービス要件書を含む）」のセキュリティ要件を実現するための手法を具体的に記載すること。

イ 提案するクラウドサービスが取得している第三者認証・セキュリティ認証（I S M A P 登録等）を記載すること。

ウ 不正アクセス・サイバー攻撃に対する具体的な防御策及び検知・対応体制を記載すること。

エ アクセス権限管理及びログ管理の方針・手法を記載すること。

(4) 災害時に関する考え方

ア 次のケースにおける対応方法を、ケースごとに具体的に記載すること。

(ア) 庁舎が被災し、職員が庁舎に参集することができない場合

(イ) 庁舎は使用可能であるが、庁内の回線が断絶（停電含む）されている場合

(ウ) クラウドサービス事業者側での障害が発生した場合

イ 提案するサービスの S L A（稼働率・目標復旧時間（R T O）・目標復旧時点（R P O）等）を記載すること。

ウ バックアップの取得方法・頻度・保存世代数・保存先（冗長化の有無を含む）を記載すること。

エ その他想定されるリスクとその対応方法がある場合には記載すること。

(5) データ移行についての考え方

ア 現行オンプレミス環境からクラウド環境へのデータ移行手法について具体的に記載すること。

イ データ移行を効率的に進めるための手法・ツール等を具体的に記載すること。

ウ データ移行時の確認・検証方法を具体的に記載し、確認作業のボリュームが分かるよう記載すること。

エ 移行失敗時の切り戻し手順を記載すること。

オ 並行稼働期間の有無及びその方針を記載すること。

カ データ移行作業における職員の負担軽減策を記載すること。

(6) 運用保守についての考え方

ア 別添「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書（別紙 1 機能要件書及び別紙 2 クラウドサービス要件書を含む）」の要件を実現するために、貴社が採用する運用方法を記載すること。

イ システムの品質を維持するために貴社が採用する運用手法を記載すること。

ウ 障害発生時（クラウドサービス障害・ネットワーク障害等）における貴社の対応手順・連絡体制・復旧目標を記載すること。

エ セキュリティパッチ・バージョンアップ等のメンテナンス対応の方針を記載すること。

オ 契約終了時（令和 1 4 年 9 月 3 0 日以降）におけるデータの返還

方法・形式及びクラウド環境上のデータ削除の確認手順を記載すること。

カ 安全な遠隔保守（リモート保守）を実施するための接続方式、セキュリティ対策（アクセス制御・ログ取得等）及び必要な設備構成を記載すること。

（７）プロジェクト体制・管理方法

ア 別添「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書（別紙１機能要件書及び別紙２クラウドサービス要件書を含む）」に基づき、プロジェクト実施体制を記載すること。

イ 外部組織、協力会社、二次請負会社が存在する場合、その社名、役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統を記載すること。

ウ 本業務に携わる従事者について、下記の項目を記載すること。

氏名、所属、役職、経験年数、本業務における役割、本業務における関わり度合（「専従または兼務」）、過去７年間に携わった同様業務の内容（自治体名・業務内容・役割）、手持ち業務の内容（自治体名・業務内容・役割）

エ システム構築・移行期間の体制と稼働後の運用保守期間の体制を別に記載すること。

オ プロジェクト管理及び品質管理についての考え方・実施方針を記載すること。

カ 導入プロセスにおける「仕様確定の手順」「仕様変更の手順」「機能要件確定の手順」「進捗管理の手順」「各種検証及び報告の手順」を具体的に明記すること。

キ 各プロセスにおける本町と貴社との役割分担・責任範囲を詳細かつ明確に記載すること。

（８）プロジェクト責任者の能力

プロジェクト責任者の業務経験や保有資格等を示す等、本業務を遅滞なく円滑に遂行するためのアピールポイントについて記載すること。

（９）実施スケジュール

ア 構築・移行スケジュールを工程ごとに分かりやすく記載すること。

また、貴社と本町の作業内容が明確になっていること。

イ 令和９年１０月１日（金）の稼働日に向けた各工程の完了期限を明示すること。

ウ 職員の作業負担の軽減に留意し、検討されたスケジュールであること。

(10) 追加提案

提案費用の範囲内で実現可能な追加提案がある場合は記載すること。

3 費用見積書

費用見積書(様式8)に、仕様書(各種要件含む)を満たすために必要となる費用を全て記入し、内訳が分かる貴社所定様式の見積書を提出すること。

また、貴社の提案を生かすため、仕様書には記載はないが必要と判断される費用については、項目を明確にしたうえで追加し、全て提示すること。なお、詳細な項目を明確にした貴社所定様式を提出することも可能とする。

(1) 初期構築費

今回の調達費用全てを記入すること。

(2) 保守運用費(5年間の合計と月額)

保守費・サポート費・ソフトウェア利用料等、システム運用に係る全ての費用を記入すること。

期間：令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

(3) クラウドサービス利用料(参考価格)

企画提案されたクラウドサービスについては、本町とサービス提供事業者とが直接契約を締結するが、当該サービス利用に係る初期費と、利用料(令和9年7月から令和10年3月の9か月分)を参考価格として提示すること(企画提案書に【参考】と明記すること)。本価格については上記(1)初期構築費及び(2)保守運用費の範囲外であり、評価基準に含まれないが、以下の上限額を超える額での提案は選定しない。

- ・ 初期費上限額 9,206,516円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- ・ 利用料上限額 8,773,083円(消費税及び地方消費税の額を含む)